

消費者から見たソルベンシー・マージン比率活用の現状と課題

なごみFP事務所
竹下さくら

1. 消費者とFPの接点について

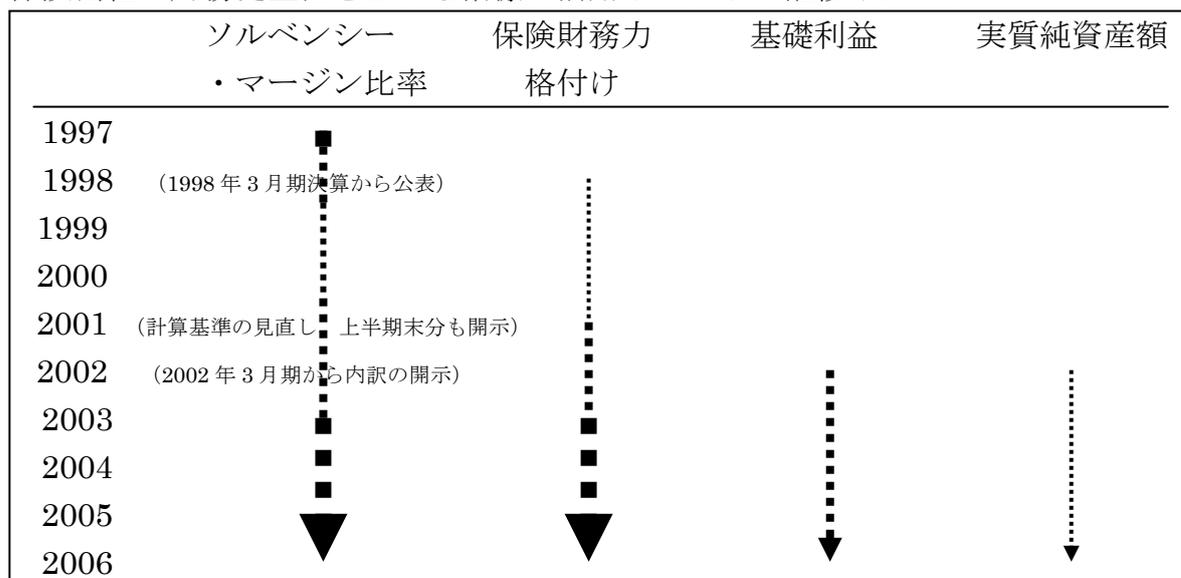
＜消費者が保険会社選択にあたりFPに求めるもの＞

- ・消費者本人のライフプランに合った保障商品の提示
- ・消費者本人の家計に優しい保険料水準の保障商品の提示
- ・少なくとも自分より長生きする保険会社の保障商品の提示
- ・既加入の保険会社に関する財務健全性の判断

2. ソルベンシー・マージン比率活用の位置づけ

- ・個別相談においては、「ソルベンシー・マージン比率」および「格付け」の2本柱で判断するケースが主流
- ・雑誌等で取り上げる際、十分なスペースが確保できない場合は、わかりやすさと説明量の少なさの観点から比較的「格付け」の方が取り上げられやすい傾向が見られる

＜保険会社の財務健全性をはかる指標の活用トレンドの推移イメージ＞



※ その他の指標：株価、総資産など

3. ソルベンシー・マージン比率の主な課題

<消費者の声から>

- ①絶対的評価ではなく相対的評価として使わざるをえない現状
「なぜ 200%を超えていた保険会社も過去破綻したのか」
- ②指標の見方に関する誤解とわかりにくさ → 特性についての周知が必要
ランキングの蔓延
高ければよいという考え方の存在
「200%とはリスクに対して2倍の支払い余力があるということ？」
- ③ 数値の有効期間への信頼性 → 少なくとも未来半年間は有効である工夫を
「秋の週末が怖い」

<FPの立場から（FP協会テキスト内での指摘事項）>

- ①ソルベンシー・マージンについて
 - ・ソルベンシー・マージンに必ずしも損失の補てんに宛てることのできないものが含まれている ex)繰延税金資産
 - ・実質的に負債と考えられるものが考慮されていない
ex)生命保険会社の場合、契約者保護機構等への負担金については、各年に支出された負担金だけが損益計算書上の費用として反映されている。実質的には将来にわたってその支払い債務を負っているといえるものであるが、負債に計上されていない。
→ソルベンシー・マージンが実質的に過大になっているのでは
- ② リスク相当額について
 - ・予定利率リスク相当額について
ex)生命保険会社の場合、予定利率リスク相当額について、個人保険、個人年金保険の責任準備金の平均予定利率を 4%と想定して予定利率リスクを計算すると責任準備金の 0.62%を計上することになる。
単年度の逆ざやしかてん補できず、現状抱える逆ざやの填補は難しい。一般勘定の基礎利回りを 2.4%程度としても、両者を合算しても逆ざやを埋められない。

予定利率の区分	計算式	計算結果
0.0%を超え 2.0%以下の部分	$2\% \times 0.01$	0.02%
2.0%を超え 3.0%以下の部分	$1\% \times 0.2$	0.20%
3.0%を超え 4.0%以下の部分	$1\% \times 0.4$	0.40%
計		0.62%

- ・ 価格変動等リスク相当額について
TOPIX（年末値、1949～2003 年）の対前年増加率についての標準偏差は 27.6%。株式の価格変動等リスク相当額が少なすぎる可能性が高く、例外的な価格の変動によって生じうる損失額を表しているかどうか疑問。
- ・ 一般保険リスク相当額について
保険料基準：同一のリスクについて、低い保険料で補償を提供している損害保険会社と高い保険料で補償を提供している保険会社を比べると、高い保険料で提供している会社の方がリスクを取っていない可能性が高いにも関わらず、必要とされるリスク相当額が大きく出るというパラドックスが存在。
保険金基準：正味発生保険金は直近 3 事業年度の平均値を使用（十分な分散データのデータが得られていないことに加えて単に平均値を用いるため、巨大災害を除く一般保険リスクが実現した場合に、その損失をすべて填補できない恐れがある。）

4. 共済とソルベンシー・マージン比率（ご参考）

法令上、健全性基準（ソルベンシー・マージン比率）に関する規定は、昨年度までは存在しなかったが、重要な指標として自主開示しているところもあり、保障商品選択の際の判断基準として活用している現状がある。

< J A 共済 >

2005 年度適用の農協法令の基準に基づき再計算した 2004 年度のソルベンシー・マージン比率は 769.3%（2004 年度時点で農協共済事業指導要綱の規定に基づき算出・開示した数字は 883.1%）。なお、2005 年度のソルベンシー・マージン比率は 840.1%。

基礎利益（利源別損益の開示）、純資産総額、オンバランス・ソルベンシー・マージンも合わせて開示。

< C O ・ O P 共済 >

保険業法等に定められた算出方法を参考に C O ・ O P 共済事業に限定してソルベンシー・マージン比率を算出。

2005 年度に算出方法を変更。2005 年度のソルベンシー・マージン比率は 863.9%。2004 年度のソルベンシー・マージン比率は 1,004.0%（2004 年度を 2005 年度と同基準で算出すると 808%）。

基礎利益も開示。

<全労済>

全労済では、「ソルベンシー・マージン比率」に相当するものとして、「共済金支払余力比率」(全労済独自基準)を公表。(2005年度・2004年度の数值は前年度と算出基準を変更)。2006年5月末における共済金支払余力比率は838.8%。

2004年度のソルベンシー・マージン比率は880.1%(2004年度を2005年度と同基準で算出すると737.5%)。

修正自己資本比率、基礎利益(利源別損益の開示)、実質純資産額なども開示。

<生協法の改正の方向性>

ー共済制度見直し検討会中間報告(2006年11月22日)等よりー

- ・ より一層、財務の健全性を確保し、十分な支払余力を確保するため、他の協同組合における準備金制度を参考にしつつ、価格変動準備金を新設するなど、積み立てることが義務付けられている準備金の種類の拡充することも視野に検討。
- ・ 生協の現状としては定款で定める額(出資総額の2分の1以上)に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積立
→法定準備金の積立割合を10分の1から5分の1に引き上げる方向で検討。
- ・ ソルベンシー・マージン比率について、収益性を示す基礎利益等の指標と合わせて開示することにより、経営の健全性を判断する一つの指標となることから導入の方向へ
- ・ 自己資本比率の開示については、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会、全国生活協同組合連合会は2006年度中に実施。